

令和元年 11月 1日

船舶運航事業者 各位

関東運輸局海上安全環境部  
首席運航労務監理官

### 走錨及び飲酒対策導入に伴う安全管理規程の見直し等について

平素より海事行政に御協力頂きましてありがとうございます。

さて、平成30年9月に台風21号による強風により関西国際空港沖で錨泊していたタンカーが走錨し、空港の連絡橋に衝突する事故を受け、同年10月に有識者検討会が設置され、平成31年3月に報告書がとりまとめられ、荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止のための対策が示されました。

また、平成30年末に米国グアム島で発生したクルーズ船の岸壁接触事故では、事故発生時の航海当直入直時に乗組員が酒気帯び状態であったことが確認される事案が惹起したことから、平成31年3月に有識者検討会を設置し、令和元年8月に報告書がとりまとめられ、海運分野における新たな飲酒対策の具体的な方策が示されました。

これらを受けまして、別紙のとおり、安全管理規程に走錨及び飲酒対策導入に関する規定を明記して頂くとともに、安全管理規程の変更届出を管轄の運輸局又は運輸支局（海事事務所）の運航労務監理官へ提出して頂きますよう宜しくお願いします。

[※（様式）安全管理規程変更届出書のダウンロード](#)

#### 記

#### 1. 海上運送法に基づく安全管理規程について

##### ◎走錨対策

安全管理規程に[別紙1「【改正】安全管理規程（例）新旧対照表」《①走錨対策》](#)のとおり、荒天時における対応に関する規定を明記するよう見直し願います。（既に安全管理規程に別紙の内容について明記されている場合は、安全管理規程の見直しは必要ありません。）

## ◎飲酒対策

安全管理規程に別紙1「【改正】安全管理規程（例） 新旧対照表」  
《②飲酒対策》のとおり、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制に関する規定を明記するよう見直し願います。（既に安全管理規程に別紙の内容について明記されている場合は、安全管理規程の見直しは必要ありません。）

なお、上記で安全管理規程に明記した「アルコール検知器を用いたアルコール検査体制」の確実な実施のため、別紙2-1（操縦者一人の運航は別紙2-2）「アルコール検査要領（作成例）」を参考に、社内規定等において、各事業者におけるアルコール検査の実施方法等について具体的に示した検査要領等を整備願います。

また、検査要領等を整備するにあたっては、「海運分野における新たな飲酒対策について」の内容を踏まえるようお願いいたします。本内容は、国土交通省HP（下記アドレス）よりダウンロードできます。

URL：[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk6\\_000027.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000027.html)

既に当該検査要領等が整備されており、以下の事項が含まれている場合は、改めて当該検査要領等の作成は必要ありません。

- ・アルコール検査時の第三者※の立ち合い  
※第三者とは当事者以外の者を指す
- ・アルコール検査結果の記録と保存
- ・アルコール検知器の精度・保守管理
- ・業務前の飲酒禁止期間の設定
- ・飲酒教育の実施

※【モデル様式】アルコール検査記録簿（記載例付き）のダウンロード

## 2. 新たな走錨及び飲酒対策の導入時期について

上記を内容とする新たな走錨及び飲酒対策の導入は、できる限り早期に行うことが望ましいと考えます。

しかし、事業者によっては船種や船の大きさが異なる他、航海時間や運航形態が異なり、各社の事業規模も異なることを鑑みると、全船一律とした本対策の導入は実態として困難であると考えられます。

そのため、本対策を導入する時期を次のとおりといたします。

- （1）旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）を使用する一般旅客定期航路事業または旅客不定期航路事業の許可を受けている事業者

### ◎走錨対策

令和2年7月31日までに上記対策を導入するとともに、安全管理規程の変更届出を行うこと。

◎飲酒対策

令和2年3月31日までに上記対策を導入するとともに、安全管理規程の変更届出を行うこと。

※ 走錨対策と飲酒対策の導入時期がそれぞれ異なりますが、可能な限り、令和2年3月31日までに両対策を導入するとともに、併せて安全管理規程の変更届出を行ってください。

(2) 上記(1)以外の事業者

◎走錨対策

可能な限り、早期に上記対策の導入を図るとともに、安全管理規程の変更届出を行うこと。

◎飲酒対策

可能な限り、早期に上記対策の導入を図るとともに、安全管理規程の変更届出を行うこと。

※ 可能な限り、早期に両対策を導入するとともに、併せて安全管理規程の変更届出を行ってください。

**3. 酒気帯び状態での航海当直禁止の徹底について**

酒気帯び状態での航海当直については、航行の安全性に重大な影響を与え、海難事故の発生原因となることから、航海当直基準（平成8年運輸省告示第704号）で全面的に禁止されているところです。

今般の新たな飲酒対策の導入に伴い、改めてアルコール濃度の数値に関わらず、酒気帯び状態での航海当直業務が禁止されることを乗組員その他の関係者に周知徹底願います。

以上